

トータルコンサルティングオフィス

# 税理士平本事務所ニュース

編集・発行人 税理士 平本 祐一

事務所 水戸市宮町 2-3-102  
〒310-0015 梅善ビル 2・3階  
TEL 029 (226) 0865 FAX 029 (226) 0793  
E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp  
http://hiramoto-office.com/

## 税理士の独り言

菩提樹の下で座禅する若き日の釈迦を描いた村上華岳の「太子樹下禪那」と出会い美術の道に入る。一人の人間をそこまで駆り立てる絵の力を知りたいと思う。  
そんな二人を一枚の絵が引き合わせました。何必館館長梶川芳友と女優樹木希林。  
生きるための重大な問題を問いかけてくれる絵を見抜ける人物であった梶川氏は、希林さんにとって、人生観や生き方を学べる師でもありました。  
希林さんが枕元に掛けていたのは梶川氏に複製を依頼した「太子樹下禪那」です。師はいつしか盟友へと昇華しました。

## 私の書棚より

○人生から何をわれわれはまだ期待できるかが問題なのではなく、むしろ人生が何をわれわれから期待しているかが問題なのである。すなわちわれわれが人生の意味を問うのではなく、われわれ自身が問われた者として体験されるのである。  
○待っている仕事、あるいは待っている愛する人間、に対してもっている責任を意識した人間は、彼の生命を放棄することが決してできないのである。

「夜と霧」

V・E・フランクフルト みすず書房

## 税務アンテナ

□消費税法上、調整対象固定資産とは、建物、構築物、機械、車両、器具備品等で、一の取引の単位に係る税抜価額が100万円以上のもので棚卸資産は含まれません。

高額特定資産とは、棚卸資産、調整固定資産で、一の取引の単位に係る税抜価額が1,000万円以上のものをいいます。

調整対象固定資産、高額特定資産の取得を一般課税で申告をした場合には、取得した課税期間以後の3年間は、免税事業者や簡易課税事業者にはなりません。

ただし、調整対象固定資産の取得の場合には、課税事業者選択届出書を提出した者や、新設法人の特例や特定新規設立法人の特例により課税事業者を強制される期間中に取得した場合に限り、この規定が適用されます。

□有姿除却とは、固定資産としての使用価値を失ったことが明確である場合、現状有姿のまま帳簿価額からスクラップ価額である処分見込額を控除した金額を、除却損として処理することが認められるものです。

ただし、長年使用していなくても、将来使用される見込みがあるものや、転売先で引き続き固定資産として使用されるものは、有姿除却の対象にはなりません。

また、取壊費用は、破碎、廃棄等が実際に発生した時点で損金算入します。

税務に関するご質問をお受けしております。お気軽にお問い合わせ下さい。

## 7月の税務スケジュール

10日	○6月分の源泉所得税の納付 ○特例適用者の1～6月分の源泉税の納付
15日	○所得税予定納税の減額申請
31日	○固定資産税(第2期分)納付 ○5月決算法人の確定申告 ○所得税予定納税(第1期分)納付

31日	○11月決算法人の中間申告(予定申告) ○2年8月、11月、3年2月決算法人の消費税中間申告 ○7月決算法人の消費税各種選択届出書提出
-----	---

今月の贈る言葉『始まりはすべて小さい』 by キケロ